

現代日本の財政問題

加藤 睦夫 編著
坂野 光俊

112
2233344
134550607080
223312445
563778
90

ミネルヴァ書房

現代日本の財政問題

加藤 睦夫 編著
坂野 光俊



ミネルヴァ 書房

〔執筆者紹介〕（執筆順）

坂野光俊（立命館大学経済学部教授，第1章・第10章）
 加藤睦夫（立命館大学経済学部教授，第2章・第11章）
 東郷 久（大阪経済法科大学講師，第3章）
 宮入興一（長崎大学商業短大部助教授，第4章）
 藤岡純一（高知大学人文学部助教授，第5章）
 内山 昭（八幡大学法経学部助教授，第6章）
 浅田和史（長崎県立国際経済大学講師，第7章・第8章）
 真鍋能章（立命館大学大学院経済学研究科研究生，第9章）
 梅原英治（立命館大学経済学部非常勤講師，第11章）

現代日本の財政問題

1983年11月10日 第1刷発行
 1984年4月10日 第2刷発行

＜検印廃止＞
 定価はカバーに
 表示しています

編 著 者	加 藤 睦 夫	坂 野 光 俊
発 行 者	杉 田 信 夫	
印 刷 者	林 初 彦	

発 行 所 株式会社 ミネルヴァ書房
 607 京都市山科区日ノ岡堤谷町1
 電 話 (075) 581-5191 番 (代表)
 振 替 口座・京 都 8 0 7 6 番

© 加藤睦夫／坂野光俊，1983 轉 太洋社・酒本製本

ISBN4-623-01498-3

Printed in Japan

まえがき

本書は、大学の学部学生および一般市民を対象に、今日のわが国財政問題の実態、財政困難の現状とその要因を分析し、あわせて財政危機克服の方向を示そうとしたものである。専門家でない人々を読者として想定しているという意味では、本書はわが国の今日の財政問題への入門書としての性格をもっている。しかし、今日のわが国財政が、わが国資本主義の全構造の特質によって規定されつつ、政治経済運営の基本を体现するものであるという分析対象の性格から、本書は決して単なる入門書にとどまりえない。さらに、今日、財政改革問題が現実の日程にのぼっていることから、単に現状分析の書物にとどまりえず、財政改革についての一定の方途を示す政策提言の書物であることを求められる。

本書は、70年代、80年代のわが国財政問題を直接の分析対象にしているため、財政現象把握のための基礎的諸概念や基本的諸制度をそれ自体として体系だって叙述することはしていない。その点を補足する意味で、第1章では、70年代の財政構造の変化と80年代初期の概観を与えるに際して、わが国の財政制度につき、その主要な側面の入門的概説と多くの統計による実態説明を与えており、その意味で、第1章は第2章以下の分析への序章としての位置を与えられている。

現代のわが国資本主義の発展構造から必然化される行政活動への需要の増大と行政需要の各分野別の構造、その機能分析などは、財政支出論の内容をなすが、本書では経費を第2～4章で分析している。経費の分類には行政管理目的からの組織別・機関別分類（わが国の通例では所管別分類）、経費機能や目的の実現状態把握のための機能別分類（主要経費別分類および目的別分類）、経費が国民経済とかかわる形態別にとらえようとする経済的性質による分類（使途別分類、または国民経済計算上での分類）があることなどは周知のところである。われわれは、経費を機能別に、①軍隊・警察などを含む権力行政機関を維持し、

対外・対内的に体制を保持する経費，②経済的諸機能の実現のための経費，③国民の文化・思想・イデオロギーを育成・誘導する経費として区分する。そのうち，①については軍事費のみを，②は産業関連経費と生活関連経費とに区分して分析し，③については第4章で部分的に問題にしたが，それ自体としての分析は割愛している。なお，産業関連経費と生活関連経費の分析においては，それぞれ経済的性質にもとづく区別でみて財貨サービス購入費（経常的支出と資本的支出＝公共事業費・公共投資）と移転的経費（企業・家計への補助金など）との区分が問題となる。第4章の生活関連経費の分析では，それら全体を問題としているが，産業関連経費を分析した第3章では，主として公共投資に限定している。

今日，急速に重要性を増し，人々の関心を集めている軍事費を対象としている第2章は，わが国の軍事力・軍事戦略がアメリカのそれにくみこまれ，その一環としての性格をもっていることから，まず，今日のアメリカの軍事力・軍事戦略の分析からはじめている。レーガン政権の地球的規模での核戦略が，極東ではソ連を敵国とする西太平洋内海化戦略として展開され，在日米軍および自衛隊（および在韓米軍，韓国軍）がその任務を共同で担うものと位置づけられていること，そのことが近年のわが国防衛費の，とくに正面装備費の，急増を規定していることが明らかにされる。

産業基盤整備のための公共投資を，大企業の資本蓄積様式の動向，企業設備投資の展開と関連づけて問題にしている第3章では，とくに，70年代中頃以降の公共投資が，高成長破綻後における資本の新たな蓄積基盤の形成と密接に関連をもっていることが示される。すなわち，この期の公共投資が，基本的には従来の工業構成を維持したうえでの合理化に規定されて，一方で，「高度化」することで，減量経営，省力化・合理化を促進するが，他方で，それ故にこそ，産業活動拡大のための社会的保障としてのスペンディング政策を伴わざるをえず，その「高度化」も制約されざるをえないことが明らかにされる。

生活関連経費を扱う第4章では，高成長期における生活構造の激変が，生活関連諸経費の潜在的増大をもたらし，それが70年代に入って，高成長過程の矛

盾の顕在化のなかで、財政負担として現実化したこと、70年代中頃からの低成長への転換のなかで、その抑制が企図され、救済の福祉への逆行、生活関連サービスの商品化、民間化とともに、労働力管理政策への新たなくみこみが推進されてきたことが示される。そして、80年代は、その延長線上に、第2次臨時行政調査会答申にみられるように、一層の抑制・効率化・民間化が軍拡を柱とする総合安全保障の確立に従属して進められていることが明らかにされる。

租税問題は、第5・6章の対象とされている。直接税を問題とする第5章では、高成長期からスタグフレーション局面への転換のなかで、一方で所得のシフト、投機活動の活発化が、他方で大衆課税強化が進行し、その結果、現行税制の不公平の著しい拡大と大幅な税収不足が進むとともに、可処分所得の伸びの停滞による消費不況状態が慢性化していることが示される。法人所得においても業種間、企業規模間での格差が著しく拡大している。また、土地、有価証券などの売買でのキャピタル・ゲイン獲得活動も活発化している。そのため、公正課税実現のためには、累進性と公平性を実現しうる所得課税とその補完としての資産課税が実施される必要がある。

第6章は、間接税増徴問題を扱っている。70年代後半以来追求されて来た増税路線は、一般消費税創設を中心とする間接税の増徴を一重点としている。一般消費税導入は、79年度に一度挫折したが、80年代中頃にも大型間接税の創設が再度企図されており、行政改革や政策税制手直しはそのための準備としての側面をも持っている。このような間接税への転換政策の最大の理由は、所得課税の矛盾の激化、とくにその大衆課税化が限界に達していることである。これを新たな手段で打開しようとするのが、間接税への転換政策であるといえる。

国債問題は第7章で分析される。高成長期の国債政策の体系は、それが公共投資財源として成長を主導したという側面においても、また財政資金調達と「成長通貨」供給を買オペ流動化により人為的低金利体系に支障が及ばないよう適格的に結びつけたものであったという側面においても、そしてさらに借換え制度を媒介としたインフレ的減債制度という側面においても、成長促進的な構造をもったものであった。調達財源の支出、国債消化、減債の3側面にわたるこ

うした国債政策は、全体としてインフレーション含みの財政膨張を実現していくという点で、きわめて高成長過程に即応した政策体系であった。しかし、この三位一体の体系は、低成長への移行の過程で崩壊せざるをえなかった。低成長のもとでは、社会的・経済的に許容しうるインフレ率も低下せざるをえず、日銀の現金通貨供給には一つの限界が画されることとなる。また、こうした状況下で増発される国債は、その生産性を低下させ、成長率を支持する要因とはなりえない。さらに、日銀の現金通貨供給に画された限界は、財政資金調達が人為的低金利体系の攪乱要因となるだけでなく、ただでさえ償還・利払い費負担が増大するもとでインフレ的減債機能の効果を低下させ、その財政負担を増大させることとなる。

第8章は、最近の国・地方を通ずる財政困難のなかで、一段と強められている国による地方行財政誘導・統制の実態を、地方債制度と補助金制度とに焦点をあてて分析している。地方財源の重要な一つである地方債は、その発行を中央政府の統制、許可のもとにおかれているが、その際の事業別の細かな起債統制は、補助金をテコとした中央各省庁の縦割り型の地方行財政活動誘導・統制と密接に結びつき、中央政府にとって必要な事業に優先的に起債が許可されるしくみとなっている。その結果、地方自治体が単独で行う事業は、きわめて不利な条件におかれることになっている。

政府活動が大規模化するにつれて、行財政活動のあり方が、国民の経済生活のあり方を大きく左右するとともに、そのあり方をめぐって、国民諸階級、諸階層の対立も激化して来る。そうした現代においては、財政活動を主権者たる国民がその意志によって民主的にコントロールするという財政民主主義は、政治的民主主義と経済的民主主義の接点をなすものとして、ますます重要性を増して来ている。第9章は、財政民主主義実現の一中心論点をなす議会による行財政統制とその実態を分析し、国民による財政の民主的管理運営を形式面と実質面の両面にわたって妨げている重要な一要因に、現行の予算・財政制度とその運用があることを明らかにし、改革の方向を探ろうとしたものである。

第10章は、財政政策の展開とその現局面を分析対象としている。財政の政策

機能として、通常、資源配分、所得再分配、経済安定化または安定成長が指摘される。このような捉え方は、それら諸機構の内容・構造・水準などを規定する歴史的・具体的な諸要因が明らかにされないかぎり、形式的・抽象的規定の域を出ない。高成長期のわが国においては、社会の経済的諸資源を相対的により多く市場・利潤原理にもとづく民間企業活用にまかせつつ、民間・政府の両部門において、資本蓄積促進的に資源配分がなされ、所得分配・再分配がなされていた。そのことが、有利な内外条件に支えられて、高い成長率の持続をもたらしたが、高成長が、一定の周期での成長率鈍化をはさみながらも、「安定的」に持続しえたかぎりでは、財政の経済安定化機能を恒常的に大規模に発効する必要はなかった。高成長の破綻につれて事態は一変した。高成長過程の矛盾の顕在化への対応と経済成長テンポの急減によって「大きな政府」への過程が進行し、それが収支欠陥の発生や収支伸びなやみのなかで、構造的赤字の累積をもたらした。財政政策発動の余地を狭隘化した。他方で、資本蓄積様式の変化、経済成長構造の変化は、財政の安定成長機能の有効性が低下する事態をもたらした。こうした事態に対して、政策当局は資源配分・所得分配面での「福祉型」の解消＝「民間活力」重視型への転換によって、財政収支バランスを回復し、安定化機能発動の余地を創出する方向での財政再建を追求してきた。しかし、一方で、この路線は、消費制限を強めて民間内需中心の経済拡大を保障しえず、総合安全保障関係経費の膨張もあずかって財政収支バランス回復の展望を与えることができない。他方で、資本過剰の構造的定着のなかでの政治・軍事・経済の全面にわたるアメリカ主導型の国際化が、80年代特有の政策作用の国際的連鎖をともなって、また、わが国経済発展構造の畸型化を促進しながら、経済政策の自律性と有効性を制限し、財政金融政策の安定化機能の「喪失」を必然化している。

国民の生活向上と経済的諸権利の民主的実現を基本とする経済改革においては、その性格上、改革のための公的手段のなかでも、間接的政策装置たる財政は、とりわけ重要な位置をしめることになる。第11章は、第10章までに展開された現代日本の財政問題を改革論の視点から簡潔に総括し、財政改革の基本

方向を明らかにしている。そこでは、国民経済改革のために財政を積極的に活用しつつ、同時に財政収支バランスの改善を実現していくという視角が設定され、財政改革を経済の民主的改革との全体関連のなかに位置づけている。こうした観点で、国民生活の防衛・充実のための、またそれにとまなう市場構造・需要構造の変化に対応した生産体制創出のための財政改革を第2節で、またそれを保障する財政基盤の民主的強化の基本方向を第3節で示している。さらに、それらの改革内容を国民諸階層の要求運動の結集のもとに実行するためのシステムづくりを、財政制度改革論として展開している。最後に、以上の国内財政改革論と国際財政改革論との統一の必要性を主張している。

以上が本書の各章の内容要旨である。70年代、80年代のわが国財政問題としては、他に多くの重要な問題を残している。それらは後日の分析にまたねばならないが、現代日本の財政問題を捉える基本的枠組みは示しえたと考えている。

本書の完成にあたっては、ミネルヴァ書房の高橋邦太郎氏に大変お世話になった。とくに原稿執筆が予定より大幅に遅れ、出版計画を狂わせ、氏に多大の心労をおかけした。執筆者一同の謝意を表わすとともに、編者としてお詫びをしておきたい。

1983年9月

編者

目 次

まえがき

第1章 70年代における財政構造の再編

- I 財政構造再編の諸側面 1
 予算・会計制度とその実態…(1) 国・地方公共団体間の経費・税源
 配分の構造変化…(7) 公債依存の強まりと公債費負担の上昇…(9)
 年度内自然増収構造の崩壊と増税時代…(12) 社会保障関係費の比重
 上昇と保険料負担の増大…(16) 政府部門金融負債の激増と財政資金
 対民間収支の散超基調…(20)
- II 財政構造再編の意義 24

第2章 核戦略と軍事費の膨脹

- I はじめに——対象と課題 34
- II アメリカの軍事戦略と日本の位置 36
 70年代アメリカの軍事問題…(36) レーガン軍事戦略…(38) アメ
 リカ戦略下の西太平洋と日本…(40)
- III 日本資本主義と軍拡への要請 42
 70～80年代の日本経済と対外関係の変化…(42) 日本軍拡の本質と
 形態…(44) 軍事予算の構成…(46)
- IV 日本軍事費の経済問題 48
 軍事発注の特質と軍事生産の新しい段階…(48) 軍拡予算の経済矛盾
 …(50)

第3章 公共投資と資本の蓄積基盤

- I 高成長破綻後の公共投資 55
 「減量経営」と「省力化・合理化」…(55) 「減量経営」「省力化・合理
 化」下の公共投資…(59)
- II 公共投資の「高度化」と資本の新たな蓄積基盤 62
 資本の蓄積基盤の不安定性と「内需の拡大」…(62) 公共投資の「高
 度化」と浪費性…(66)

第4章	生活関連諸経費の展開とその再編	
I	高成長期における生活関連諸経費の潜在的増大とその特徴	77
II	高成長の矛盾の深まりと生活関連諸経費の増大	89
III	低成長への転換と生活関連経費「抑制」への模索	98
IV	「臨調路線」と生活構造の再編をめぐる財政問題	106
第5章	スタグフレーションと所得・資産課税	
I	インフレ増収と1970年代の租税構造	116
II	所得のシフトと総合累進課税	121
III	蓄積様式の変化と多段階課税	128
IV	土地資産と税制	133
第6章	間接税への転換問題とその意義	
I	高成長期の間接税	143
	間接税収入の動向…(143) 間接税の条件と役割…(145)	
II	選択的増税と「受益者負担」の強化	148
	間接税への転換の論理…(148) 選択的増税とその限界…(152) 「受益者負担」の強化…(154)	
III	一般売上税の創設問題	156
	一般売上税の概念の整理…(156) 消費型付加価値税の三位一体的性格…(159) 消費型付加価値税ないし一般消費税の社会経済的影響…(160) 1979年における一般消費税創設政策の挫折とその要因…(163)	
IV	間接税への転換政策の評価	166
第7章	高成長型国債政策とその再編	
I	高成長型国債政策の体系	170
II	国債の生産性・自償性の低下	177
III	国債消化と金融構造の再編	183
IV	償還の現状と減債制度の空洞化	190
第8章	国による地方財政誘導の特質	
	—地方債と補助金の補完関係—	
I	地方債許可制度の概要とその存続理由	202

II	補助事業における起債	206
	地方建設事業の財源構成…(206) 補助事業における起債額の算定と 超過負担…(212)	
III	単独事業における起債	220
	起債額の算定と準超過負担の発生…(220) 高い起債依存度と高い民 間資金比率…(221) 補助事業と結びついた単独事業での起債…(224) 単独事業の抑制による一般財源の補助事業への誘導…(228)	
第9章 財政危機下の予算・財政制度と予算過程		
I	予算・財政制度	239
	議会統制回避のメカニズム…(241) 予算・財政制度の役割の変化… (242)	
II	予算過程	247
	予算編成過程における大蔵省統制…(249) 減分主義への転換…(251)	
III	予算改革	254
	「2部門分割」…(255) 「財政の中期展望」…(255)	
第10章 財政政策の展開と政策機能の低下		
I	高成長型政策体系と不安定化要因の累積	262
	高成長型政策体系とその手直し…(262) 不安定化要因累積下の「安定 的」政策展開…(264)	
II	高成長の破綻と安定化政策の不安定化	268
	政策体系の「福祉型」への転換…(268) 内外条件の激変と財政金融政 策の大動員…(271)	
III	財政金融政策の「酷使」と政策機能の低下	275
	潜在成長力を基準とする総需要管理政策…(275) 総需要拡大政策の 展開と政策機能の低下…(277)	
IV	財政再建計画の挫折と国際的制約	280
	財政再建と歳出・歳入構造の転換…(281) 外需依存型成長と国際的制 約…(284)	
第11章 民主的財政改革論の要点		
I	財政改革論の若干の方法問題	297
II	民主的改革の保障としての財政改革論	299

	国民生活の防衛と充実のための政策と財政改革論…(299)	国民生活の充実を基盤とした民主的改革と財政改革論…(300)
III	財政基盤の民主的強化のための改革論	302
	公共支出の洗い直し・節減と公共資産の活用…(302)	税制民主化と税外諸負担の適正化…(303)
	公債ならびに公信用…(304)	
IV	財政制度改革論	305
	財政制度改革の一般問題…(305)	中央と地方の財政関係改革論…(307)
V	国内財政改革論と国際財政改革論との統一	308
参 考 文 献		312

第1章 70年代における財政構造の再編

I 財政構造再編の諸側面

本章は、予算・会計制度、国・地方の財政関係、財政収支状況、政府部門の投資・貯蓄バランスなど財政活動の若干の主要側面について、1960年以降今日までの展開を、発展段階＝局面転換に留意しつつ、制度的・統計的にあとづけて、60年代から70年代後半への財政構造の激変＝再編の特徴を明らかにし、次章以下の分析の前提として、現代日本の財政制度・構造の概観を与えようとするものである。

1 予算・会計制度とその実態

財政活動は、政府・地方自治体などの政治的公共団体による行政活動を経済的側面から捉えたものであるが、国＝中央政府が行財政活動の主体としては単一であるのに対し、地方公共団体は1980年度末現在、都道府県47、大都市10、中都市182、小都市454、町村2609、合計3302と、権限、規模、地域、特色を異にした多数の団体から成っている。都道府県数は、72年の沖縄返還によって、それまでの46から47になったが、ここには、第2次大戦における敗北にひきつづく連合軍による（事実上は米軍単独）占領が、1952年のサンフランシスコ講和条約で終了した後も、米国による沖縄統治が72年まで持続したという戦後日本の政治的・軍事的特徴（講和条約と同時に締結・発効した日米安全保障条約および関連条約・協定が、日本の政治的・軍事的・経済的發展を規定する枠組みとしての役割を果たしている事態は、依然続いている）があらわれている。市町村数は、1953～55年に町村合併促進法によって約1万弱から約5000弱に激減し、その後も各種の合併促進措置により減り続けて今日にいたっている。

る。明治初期以来の町村合併政策が、戦後においても、高度経済成長の準備期に大々的に実施され、高成長期にも貫かれてきた結果である。

数のうえでは地方公共団体が圧倒的であるが、いうまでもなく、国・政府が行財政活動の規模・影響力の点で最も重要である。単一の行財政活動主体ではあるが、政府の活動は、今日、きわめて多方面にわたっており、多数の行財政諸機関によって多様な活動がおこなわれている。したがって、それらの活動を財政的に処理する会計も一般会計のみではとうていおさまらない。82年度には38の特別会計があるが、55年度の35から66、67年度の45まで増加し、以後漸減している。この特別会計の多さとその変化とは、今日わが国の政府部門がおこなっている多様な経済活動とその変化との一側面を示すものである。82年度に機能している特別会計がいつ設けられたかをみると(表1-1)、明治期わが国財政が近代的制度を確立した頃に設けられたもの3、第1次大戦後から第2次大戦終了時までのもの5、第2次大戦後の10年間(新憲法制定に伴う行財政制度の再編期および高成長準備期)に15、1955～65年の高成長第1期に11、60年代後半の高成長第2期に4(改組2)、71年度以降に1(改組1、統合1)と、現在の特別会計が基本的に高成長期に、とくにその前半期に確立されていたことがわかる。⁽¹⁾70年代、80年代は、その再編・改組によって対処しているといえる。もちろん、これは特別会計の新設・改廃についてのことであり、おのおのの特別会計の機能・構造に変化がなかったことを意味するものではない。⁽²⁾

同じことは、政府関係機関についてもいえる。3公社(国鉄、電電、専売)、4金融公庫(国民、住宅、農林漁業、中小企業)、2銀行(開銀、輸銀)は1949～53年に設立(改組)され、56～58年の間に3金融公庫(北海道東北開発、公営企業、中小企業信用保険)、その後60年医療、67年環境衛生、72年沖縄振興開発の各公庫が設けられている。

一般会計、特別会計、政府関係機関の3本建てとなっている予算の財政的作用を数量的にその歳出規模で捉えることは、10公庫、2銀行と3特別会計(資金運用部、外国為替、郵便貯金)が、経費予算(借入・貸付などに運用されて

表1-1 設置年度別の現行特別会計一覧

事業特別会計	保険特別会計	管理特別会計	融資特別会計	整理特別会計
戦前 1次前 大	造船局(1880) 印刷局(1880)			国債整理基金(1906)
戦終 了 2次前 大		森林保険(1937) 農業共済再保険(1944) 厚生保険(1944) 簡易生命保険および郵便年金(1944)	食糧管理(1921)	
高成 長 期 以前	国有林野専業(1947) フルコール専売専業(1947) 郵政専業(1949) 郵便貯金(1951)	船員保険(1947) 労災保険(1947) 失業保険(1947) 輸出保険(1950) 漁船再保険および漁業共済保険(1952)	自作農創設特別措置(1946) 国立病院(1949) 外国為替資金(1951)	資金運用部(1951) 産業投資(1953) 交付税および譲与税配付金(1954)
高成 長 期	特定土地改良工事(1957) 道路整備(1958) 治水(1960) 港湾整備(1961)	自動車損害賠償責任再保険(1955) 国民年金(1961) 機械類信用保険(1961)	あへん(1955) 国立学校(1964) 自動車検査登録(1964)	国有財産特殊整理資金(1957)
高成 長 期	空港整備(1970)	地震再保険(1966)	都市開発資金融通(1966)	石炭対策(1967) 国有財産特殊整理資金一特 定国有財産整備(1969)
高成 長 期 以後		労災保険と失業保険を労働 保険に統合(1972)		電源開発促進対策(1974) 石炭対策→石炭・石油対策 (1972)→石炭・石油・石油 代替エネルギー対策(1980)

(注)1.()内の数字は設置年度。

・1965年度以降に廃止された特別会計は次の通り。経済援助資金(1954-67)、糸鋸産業物資金融通(1955-67)、中小企業高度化資金金融通(1963-67)、米価安定(1951-68)、木曽町民権(1953-74)、中小漁業漁業保証保険(1952-76)、貴金属(1949-77)、賠償等特殊債務処理(1956-78)。

いる資金の出し入れは予算に計上されず、支払利息や事務費が歳出に、受取利息などの財源が歳入に計上される）の形をとり、運用資金は予算外資金となっているため、予算が事業規模をあらわさないこと、また、一般会計との間だけでなく、各会計の勘定間でも重複があることなどから、予算規模の単純な合計から、特別会計や政府関係機関で処理される業務の財政的意義を捉えることはできない。そこで、第2予算とも呼ばれる財政投融资⁽³⁾（以下、財投と略称する）計画による資金運用の規模を一般会計歳出と決算ベースで比較してみると、一般会計を100 億として、財投計画規模は、60～63年度36～40 億、65～70年度46～49 億、71～73年度50～52 億と財投計画が比重を高めて来たが、以後低下に向い、74～77年度45～47 億（75年度は50.6 億で例外）、78～81年度41 億台となっている。このような段階的な水準上昇・低下の節目は不況にあたっているが、70年代初頭までは、不況対策に一般会計よりむしろ財投の方がより強く動員されて、その比重を高めたのに対し、74～75年不況時からは、一般会計の動員の方に重点がかかり、原資難におちいつて高成長期ほど機動的に対処しえなくなった財投は、不況対策を契機にむしろ比重を低めているのが特徴である。一般会計での大量赤字国債依存による不況対策、その国債の一部を運用部資金で引き受けねばならなくなったことなどのために、両者の役割の比重が転換している。

一般会計と特別会計、政府関係機関との間には、繰入れ繰出しの点で、最近の財政困難の深刻化のなかで注目すべき変化が生じている。一般会計が出資・利子補給の形で特別会計、政府関係機関に繰り入れていたのが、財政危機の深まりのなかで実施困難となり、それを中止・廃止したり、逆に一般会計への繰入れをおこなう事態が、一部の特別会計、政府関係機関において生じていることである。81年度から「財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律」にもとづいて、産業投資特別会計、電電公社、開銀、輸銀などから繰入れをおこなっているのはその一例である。⁽⁴⁾

この点では、財投原資の中心をなす資金運用部資金が、一般会計債の引受けのみならず、財政困難の深刻化のなかで、財投対象外の特別会計によって借入